

随意契約理由書

件名	西神中央駅 防犯カメラ更新作業(IP化)
契約の相手方	総合警備保障株式会社 神戸支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13(第1項 第2号に該当)
随意契約の理由 本作業は、現在進行している各駅のリニューアル工事に合わせて実施する、防犯カメラシステム更新(IP化)作業の一部です。 現在、駅間ネットワークを利用して、各駅の防犯カメラを本庁設置の基地局で集中して閲覧・録画できるシステムを構築、これらの防犯カメラネットワークのメンテナンスやソフトウェアの設定を、総合警備保障(株)が実施しています。 ネットワークシステム構築上、安定して良好な監視状態を確保するために、同一の事業者による機器の設置・調整及びソフトウェアの設定が必要です。 また、今回の更新作業の実施にあたって、設置業者しか知りえない設備の構造や機能の把握、専門的技術を有した取扱いが必要です。 したがって、現在防犯カメラネットワークシステムのメンテナンスやソフトウェアの設定を担当し、機器の現状を把握している総合警備保障(株)以外には確実に業務を履行できる業者はいないため、随意契約を締結するものです。	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課安全推進係 (電話番号 984-0162)